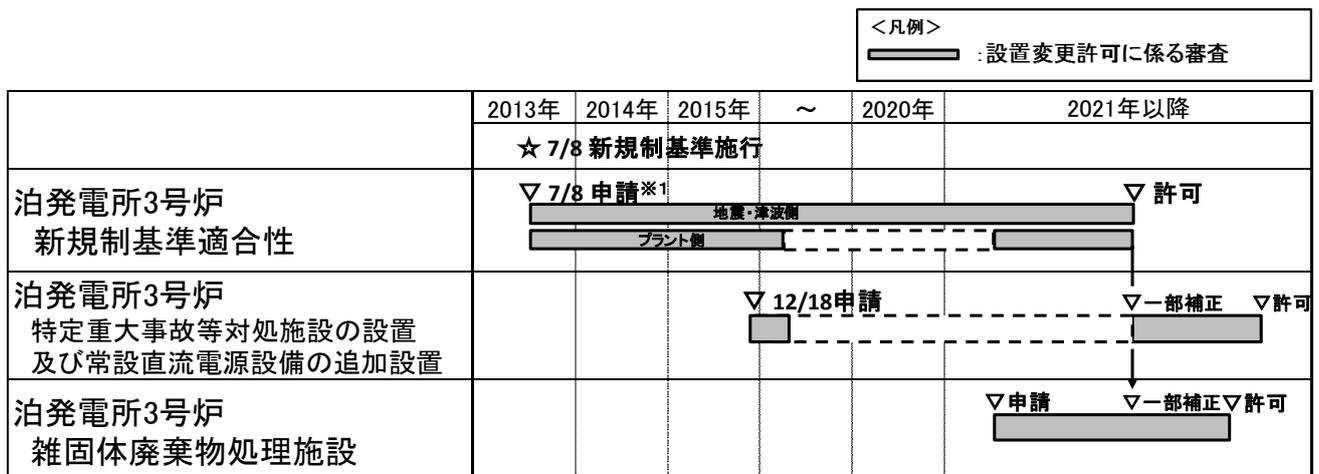


## 泊発電所に係る原子炉設置変更許可申請の今後の対応について

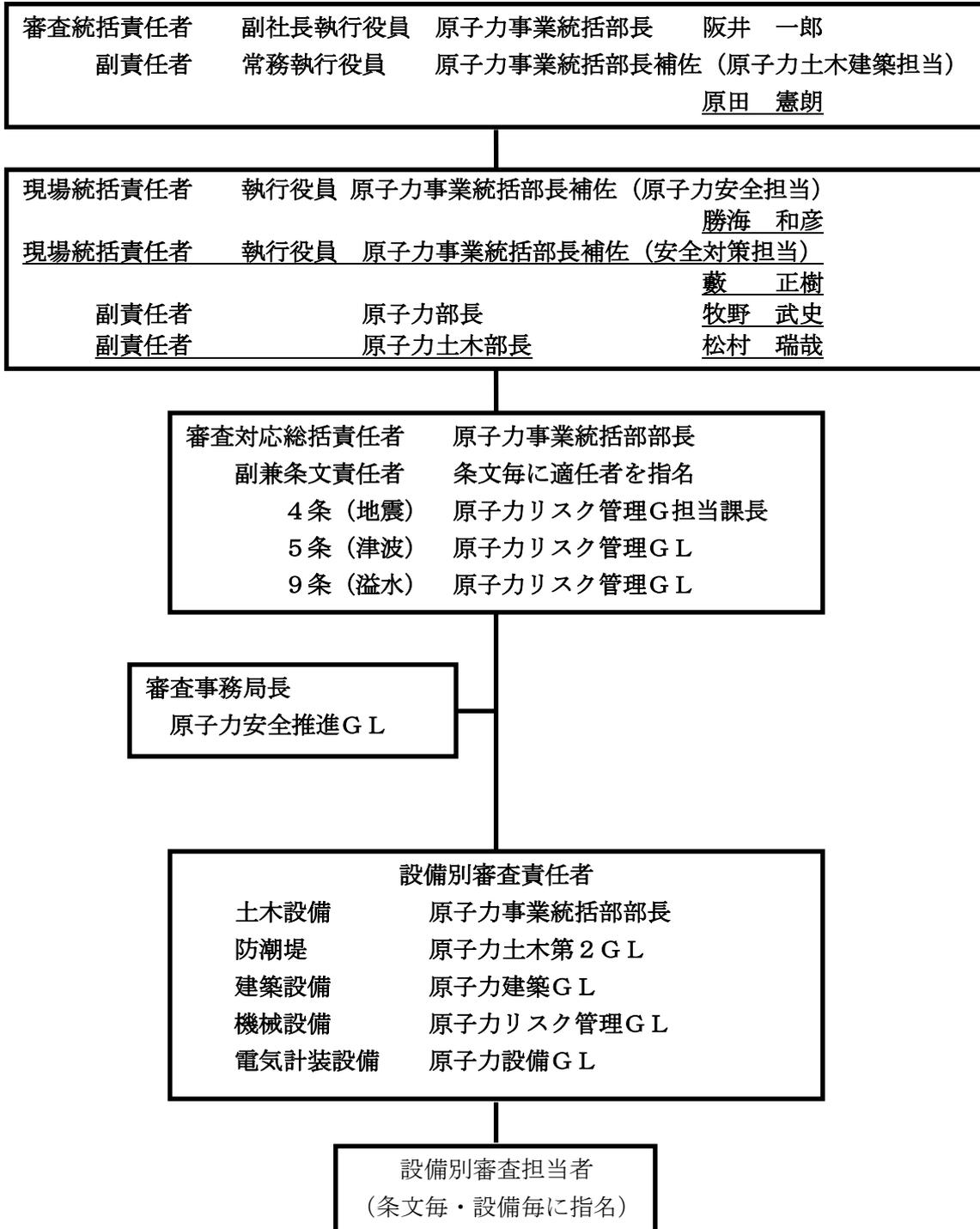
- 当社は、放射性固体廃棄物の貯蔵管理について、廃棄物の発生抑制及び廃棄物の減容等の対策により固体廃棄物貯蔵庫の逼迫の改善を図りつつ対応しており、放射性固体廃棄物の貯蔵管理に万全を期すため、雑固体廃棄物処理施設の設置を目指している。
- これまで2019年12月13日の面談において、雑固体廃棄物処理施設の設置変更許可申請を行うタイミングについて、「申請はいつでも受け付ける」旨の回答を受けた。
- これを踏まえ、泊3号炉および雑固体廃棄物処理施設の新規制基準適合性審査を適切に進める観点から、申請時期等について検討を進めてきた。
- 2月12日開催の敷地内断層の活動性評価に係る審査会合にて、(F-1断層について)「上載地層が約12万～13万年前よりも古い堆積層であると判断する可能性が高くなった」との見解を頂き、また、地震動に係る審査を並行して進めて頂けることになり、審査に進展が見られた状況。
- まずは、現在実施中の泊3号炉に係る審査を迅速かつ真摯に進め、引き続き雑固体廃棄物処理施設の設置について申請することで逼迫を回避できると考えている。
- 従って、早期に雑固体廃棄物処理施設を設置するためにも今後、泊3号炉のプラント側に対する新規制基準適合性審査の進め方及び雑固体施設廃棄物処理施設の申請時期について、ご相談させて頂きたい。



※1: 泊発電所1,2号炉についても2013年7月8日に同時に申請し、泊発電所3号炉の優先審査をお願いしている。

以上

泊発電所3号炉 新規制基準適合性審査（プラント側）対応体制表



（注）工事計画審査では、審査対応副責任者として発電所次長クラス以上を指名  
 条文責任者相当として工認資料別責任者を指名、審査事務局は、事務局長の全体指揮のもと、  
 工認事務局（保全計画課）と一体となって対応  
 保安規定変更認可審査では審査対応副責任者として保安規定所管の原子力運営GLを指名

## 雑固体廃棄物処理施設の概要等について

泊発電所の雑固体廃棄物処理施設の設置に伴う原子炉設置変更許可申請について、2018年4月に原子力規制庁と面談を実施しています。雑固体廃棄物処理施設について、施設の概要等を取りまとめました。

### 1. 設置の目的

泊発電所において発生した放射性固体廃棄物はドラム缶などに詰め、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。

今後、放射性固体廃棄物を青森県六ヶ所村の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出し、埋設するためには、雑固体廃棄物を分別し、必要に応じて切断や圧縮減容を行い、モルタル充填固化体を製作する必要があることから、雑固体廃棄物処理施設の設置を計画している。

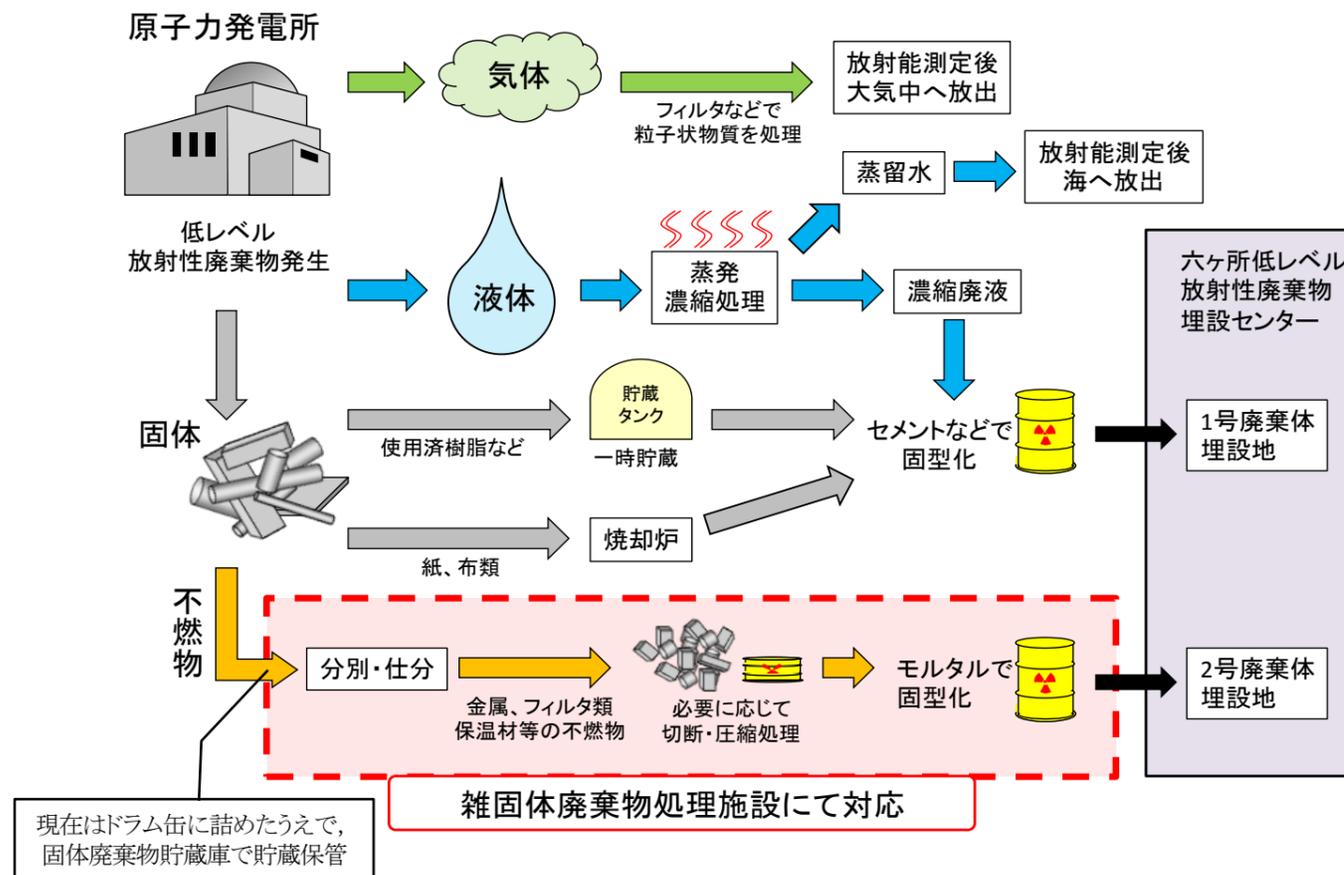


図-1 泊発電所における低レベル放射性廃棄物の処理フロー概要図

### 2. 設置場所

雑固体廃棄物処理建屋は、運用面等を考慮して固体廃棄物貯蔵庫近傍（標高39m）に建設する予定である。設置場所周辺には緊急時対策所が設置されており、地震に伴い雑固体廃棄物処理建屋を倒壊させないことにより、緊急時対策所へ波及的影響を及ぼさないようにする計画である。

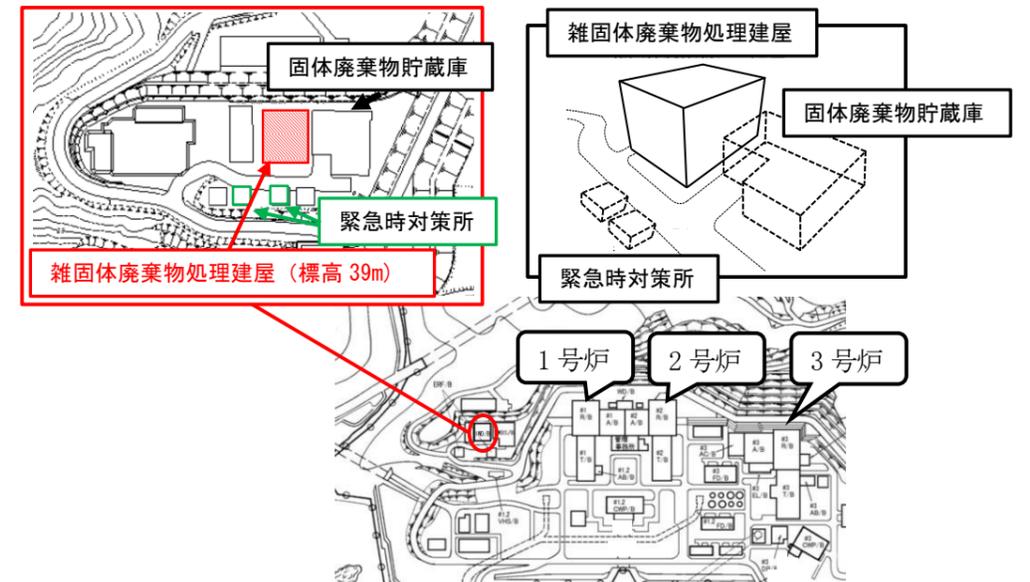


図-2 雑固体廃棄物処理建屋の設置予定場所

# 1. 現況およびプラント側審査の再開に向けた対応

- ◆ 泊発電所の地震・津波側審査において、敷地内断層の活動性評価及び積丹半島北西沖の断層による地震動評価の審査が進捗してきており、プラント側審査再開に向けた準備を進めているところである。
- ◆ 今後の地震・津波側に係る主な審査として、積丹半島北西沖の断層による地震動評価および基準津波の策定への対応を進めていく。
- ◆ 中断の状況にあるプラント側審査については、基準地震動と基準津波の確定に見通しが得られた段階で再開し、審査頂きたいと考えており、今後一定の頻度で進捗をご報告するとともに、審査の工程や説明の進め方について順次ご相談させて頂きたい。
- ◆ 泊発電所3号炉の審査に係る経緯は、以下の通り。
  - 当社では、2013年7月の新規制基準施行にあわせて、泊発電所3号炉の設置変更許可申請を行っている。
  - 地震・津波側審査については、2013年7月の申請以降、継続的に審査頂いている。
  - プラント側審査は、2013年7月～2014年10月の期間および2016年7月～10月の期間に審査会合を実施頂いた。
  - 2017年3月には、それまでの審査を反映したプラント側“まとめ資料一式”を提出している。



## 2. プラント側審査再開後の説明対象

- ◆ 耐震・耐津波設計方針については、防潮堤等に関する耐震・耐津波設計方針の審査が未完了である。耐震・耐津波設計方針以外の事項は、概ね説明済となっている。
- ◆ 従って、プラント側審査再開後の説明対象の分類と内容は、以下の通りの考えで準備を進めている。
  - 主なものは①耐震設計方針および耐津波設計方針に係る事項(下欄参照)。
  - 上記①以外は、現在までに一通り審査会合が終了しているものの、②地震・津波側の審査の影響を受ける事項については、再度説明が必要と考えている
  - また、プラント設備側審査の中断中における、③他プラント審査等における知見の反映や、④法令等改正(バックフィット案件)への対応について説明が必要と考えている。

### 【プラント側審査再開後の説明対象の分類と内容(今後、精査と調整を実施)】

No.	分類	内容
①	<u>耐震設計方針および耐津波設計方針に係る事項</u>	地下水位の設定, 地盤の液状化および揺すり込み沈下の評価等の設計条件, 防潮堤の構造成立性, 耐震重要施設への影響, 基準津波の再評価に伴う津波防護等
②	<u>地震・津波側の審査の影響を受ける事項</u>	アクセスルートの見直し, SFPスロッシング評価等の再評価等
③	<u>他プラント審査等における知見の反映</u>	外部火災対応における変圧器の火災影響評価, 火災による有毒ガスに対する中央制御室の居住性等
④	<u>法令等改正(バックフィット案件)対応</u>	有毒ガス防護, 柏崎6,7号炉の審査知見反映等

### 3. 審査の説明の進め方等について

- ◆ プラント側審査再開の時期は、地震・津波側の審査の進捗状況を踏まえつつ、プラント側審査の説明の進め方等について、今後一定の頻度(月1回程度)の面談にてご相談させて頂きたい。
- ◆ 審査の工程や説明の進め方については、以下の方針に基づき、具体的な内容・方法を検討している。
  - 審査工程については、主要な説明対象である①耐震設計方針および耐津波設計方針に係る事項のご説明を主軸とした審査工程を策定し、提示する。基準地震動、基準津波の確定後、評価等に一定の期間が必要となる事項があることから、先に説明が可能な分類③④の説明を順次行うなどの工程の組立を考えている。
  - 分類①～④のいずれの説明内容についても、“説明内容と条文との紐付け”を整理し、基準適合性が網羅的に説明できていることをお示しする。
  - また、②(地震・津波側の審査の影響を受ける事項)のうち、その影響により評価結果が変わっても基準適合の方針・考え方に変更がないもの、並びに③(他プラント審査等における知見の反映)および④(バックフィット案件)において先行と同一となる部分が大半のものについては、先行との比較を詳細に示すことで、効率的な進め方を提示する。